

Title	岸本辰雄とその商法編纂論：明治前期商法編纂史研究 (五)
Sub Title	Kishimoto Tatsuo and his proposal for the codification of Commercial Law
Author	向井, 健(Mukai, Ken)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1977
Jtitle	法學研究：法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.50, No.9 (1977. 9) ,p.74- 87
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	資料
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19770915-0074

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

資料

岸本辰雄とその商法編纂論

——明治前期商法編纂史研究(五)——

向井健

一 はしがき

二 岸本辰雄小伝

三 岸本の商法編纂論

一 はしがき

岸本辰雄——その名は、おそらく現時にあつては、一部の関係者ないしは専門家のなかでは知られているものの、ひろく人口に膾炙している人物とは決していいえないであろう。

しかし、彼こそは、「明治の文化史の上には一つの閑却し難い、立派な、輝かしい地位をもたねばならぬ」⁽¹⁾いわゆる司法省法学校の出身者としてフランス法にきわめて明るく、わが国におけるフランス法学開拓者のひとりであり、さらに商法典編纂事業の埋れた恩人、加えて明治法律学校、明治大学の「生みの親」(「育ての親」として貢献した育英界の大立物でもあり、また在野法曹界の元老である

など、かなり広範囲の領域にわたつて目覚ましい活躍をした、とうてい忘れることのできない先覚者である。

「日本が西欧法を継受しはじめてから、すでに百年の年月が流れている。なにぶんにも、異質の社会地盤に近代法体系を受容している」というのだから、それは本当に骨の折れる、たいへんな仕事に相違なかつた。まず、最初の継受そのものが困難をきわめた。つぎには、継受した法典の意味・内容を把握することに追われた。その仕事はほぼ成るころになると、今度はさらに法典と日本の社会地盤との食い違いが問題になり出した。(中略)日本の法律家は、この百年間、いつでもこういう喫緊の問題に当面しながら、ひたすら前向きに、休むことのない驀進を続け、現在の要請に応えようとして悪戦苦闘を繰り返してきたのである」⁽²⁾。岸本も、またその代表的なひとりに数えてよからう。

(1) 織田萬『民族の弁』五〇頁―五一頁(昭和十五年)。

(2) わが国におけるフランス法の研究史として、たとえば、野田良之

「明治初年におけるフランス法の研究」『日仏法学』一号三頁以下、同「日仏法学交流の回顧と展望」『日仏法学』六号一頁以下参照。

なお、フランス学の摂取過程を歴史的に考察した近時の研究文献として、富田仁「仏蘭西学のあけぼの」(昭和五〇年)、同「フランスに魅せられた人びと」(昭和五一年)参照。

(3) 高梨公之「五大法律学校物語」『法学セミナー』二四〇号八〇頁。ちなみに、「五大法律学校物語」は「法学セミナー」二四〇号より二四七号にわたる連続八回掲載された。

なお、五大法律学校関係にかかる高梨公之博士の優れた先行業績として、たとえば、「日本法律学校と五大法律学校」『日本大学法学部創立八十年記念論文集』一頁以下(昭和四五年)、「五大法律学校とその実態」『日本法学』三八巻三号一頁以下、「五大法律学校の創立と代言人たち」『自由と正義』二六巻八号二頁以下など参照。

二 岸本辰雄小伝⁽¹⁾

岸本辰雄は、嘉永四年一月八日、鳥取藩の下級武士——二三俵四人扶持——岸本平次郎尚義の三男として生まれた。因州・鳥取藩は、幕末期三三万五、〇〇〇石、寛永九年に池田光仲が岡山より転封されて以来、一二代にわたつた中国筋屈指の外様の雄藩である。辰三郎とよばれた幼時より岸本は俊秀のはまればかかつたが、藩校・尚徳館に学んで文武諸道を修め、ことに蘭式兵法に習熟、慶応二年には若年ながら拔擢されて隊司令官となり、京都に派遣された。帰藩後は新国隊に投じて兵制の研究に当たたる。

明治二年、笈を負うて、彼は上京した。⁽⁴⁾翌三年に、「藩政時代の

学生像から近代的学生像への転換期に誕生した学生として、学生史上重要な意味をもち、近代日本のエリート形成史上極めて意味の多い「貢進生制度の発足をみるや、村岡範為⁽⁵⁾・前田精太郎の兩名とともに鳥取藩の貢進生に推され、大学南校に入学した。しかしほどなく、この制度はあえなく崩壊する。それは暗黒の夜空に突然はげしい輝きを放つた花火にも似たものであつた。その制度の短命であつたこともまた一瞬の花火にたとえることができるであらう。ここにいたつて、岸本の進路は重大な一転機をむかえる。いわゆる司法省法学校への入学が、すなわちそれである。

同五年八月、〈明法寮生徒二〇名が決定したが、幸運にも彼はその選に入つた。「共ニ南校ヨリ転学シタル者ハ井上正一、栗塚省吾、熊野敏三、磯部四郎、木下広次、岸本辰雄、宮城浩三、小倉久等ナリキ」とは、その一員であつた加太邦憲の述懐である。かくして彼ら——いわゆる司法省法学校正則一期生である——は、たとえば、

「尋常一様の法実務家ではなかつた」⁽¹²⁾ ジョルジュ・ブスケ (George Hilaire Bousquet)⁽¹³⁾ や、「日本近代法史上、永久にその名を止める」⁽¹⁴⁾ ポアソナード (Gustave Emile Boissonade)⁽¹⁵⁾ の講筈に列することになつた。法学校における岸本の英才ぶりは衆目の一致するところであつて、ジョルジュ・ブスケ、ポアソナードともに彼を優等生とたかく評価している。〈明法寮生徒〉には当初より修業年限に関して明確な定めがなかつたのであるが、同九年七月をもつて業を了えた彼は、⁽¹⁶⁾ 翌月、フランス留学の命をうけ、勇躍、在外研究の途についたのであつた。パリ大学に通学した彼は、同一二年七月に法律学士

(licencié en droit) の称号を授与され、翌一三年二月、無事に帰朝した。

同年四月の判事任官を振りだしに、気鋭のエリート法務官僚としてスタートした彼は、司法省議政局修補課・同省生徒課勤務を経て、太政官御用掛・東京大学法学部講師・参事院議員補・法制局参事官・海軍主計学校教授などを歴任、同二〇年末に司法省参事官、さらに同二三年一月には大審院判事に登用された。しかしほどなく、彼は予想だにしなかつた激しい紛争にまきこまれ、その渦中の一人となる。いわゆる司法官弄花事件が、すなわちそれである。同二五年七月の懲戒裁判の結果、事件は証拠不十分で免訴となつたが、これを契機として当時の司法首脳部はすべて更迭、彼も辞職する。その桂冠の直前、朋友・宮城浩蔵が死去した。「辰雄乃ち代言人の免許状を受け東京新組合代言人会に入り浩蔵の代言事務所を継承し井本常治・町井鉄之介等と共に訴訟事務を取扱へり五月弁護士法の施行せらるるや直に弁護士登録を受け東京弁護士会に加入するにいたつた。同三〇年度の同弁護士会会長に就任、こえて同四二年五月、弁護士を廃業。その間の同三八年五月には、博士会の推薦で法学博士の学位をうける。

さて、岸本が新進の法務官僚として在朝法曹界に出発した直後の明治一三年一二月、彼は宮城浩蔵・矢代操——ともにいわゆる司法省法学校正則一期生である——との連名で、明治法律学校の設立届を東京府知事・松田道之に提出、翌一四年一月に同校は発足した。今日の明治大学の誕生にはかならない。

明治法律学校設立ノ趣旨

夫レ法律ノ管スル所ハ其区域広漠ニシテ其目枚拳ニ違マアラ
ス蓋シ之ヲ大ニシテハ社会ノ構成ナリ政府ノ組織ナリ之ヲ小ニ
シテハ人々各自ノ権利自由ナリ凡ソ邦国ノ榮譽人類ノ命脈皆此
学ニ係ラサルナシ嗚呼人文ノ開明国運ノ進歩ヲ図ル者此ヲ舍テ
其焉クニカ求メンヤ

明治中興識者此ニ見ルアリ夙ニ博士ヲ泰西ニ徴シ或ハ学生ヲ
海外ニ遣リ或ハ校ヲ創メ或ハ会ヲ設ケ孜々汲々至ラサル所ナク
将サニ人民ヲシテ皆ナ法学ノ蘊奥ヲ極ムルヲ得セシメントセリ
唯憾ムラクハ年月尚ホ浅ク未タ其功ヲ奏セス而シテ其弊ノ如キ
ハ既ニ漸ク萌生シ人ヲシテ法学ヲ視テ以テ健訟ノ具ト為サシム
ルニ至レリ豈ニ改正セサル可ケンヤ生等学浅ク識拙キモ嘗テ自
ラ揣ラス聊カ救正ノ志アリ同心協力一校ヲ設立シ将サニ以テ公
衆共同シ大ニ法理ヲ講究シテ其真諦ヲ擴張セントス名ケテ明治
法律学校ト曰フ私ニ聖代ニ遭遇スルノ喜ヲ志ルスナリ斯挙ヤ実
ニ上ハ国恩ノ万一ニ酬ヒ下ハ同胞相愛スルノ責ヲ塞クニ在リ請
フ全国ノ志士鄙衷ヲ諒スルアラハ惠然来会シ相共ニ切磋シテ其
功ヲ奏スルニ至リ以テ明治聖代ノ士タルニ恥チサランコトヲ聊カ
記シテ本校設立趣旨ヲ陳スルコト爾リ

明治十四年一月

創立者⁽³¹⁾

きわめて格調たかい、すぐれて達意の文章といつてよい。「あく

まで地道かつ着実に『権利自由』の法意識と法律知識の育成をめざしたことは、『権利自由』の法思想を具体的で実務的な法律知識に結びつけるという意味でも、また、実務的な法律知識を理論的原理的に『権利自由』の法思想によつて裏うちするという意味でも、注目される場所であり、また、岸本、宮城、矢代のような人々をえはじめて可能なことであつた⁽³²⁾にちがひなからう⁽³³⁾。

のちに岸本は、同校創立二〇周年記念式典の席上において、往時を回顧してつぎのとおり語つてゐる。

数百年封建の余弊^(マヤ)を挙げたる我邦に在りては、命令服従の旧慣、牢として抜く可からず、権利の思想殆ど絶無にして、法学普及の我邦に於ける、其の必要特に大なるものあり殊に予輩新に仏国より帰り、仏国に於ける法学の隆盛及権利思想の普及を見て、大に健康に堪えず、是れ余輩若干の同志か、微力自ら描らず、敢て本校を創立したる所以なり、

(中略)

当時政治界の事情は、亦本校の創立及経営に、至大の困難を与へたりき、蓋諸君の熟知さるる如く、当時の政治界は、民権論の旺盛殆ど狂熱に近く、為に幾多不穩の挙動を見るに至り、政府は百万之を鎮圧して、特に漢学を奨励し、以て民権論を防遏せんとしつあり、是の時に於て私に一個法律専門の学校を建て、盛に権利を論し、自由を説く、而して其の事を企てたる余輩同志は、共和国たる仏国の法理を学ひし者、政府者の猜忌

を被ふる、寧ろ怪しむに足らざるものあり、現に某貴顕は、當時余に対して君は共和党の黴菌、社会主義の種子を養成する歟、と詰責されしことあり、又当時本校の生徒僅々四十四人中、其の二人は国事探偵なりし事実あり、其の猜忌を被ふるの多大なりしこと、以て見るへし⁽³⁴⁾。

ここには、明治法律学校創立の動機ないし目的が、自由民権運動の高揚・激化とそれに対抗する政府側の弾圧という時期にあつて、あくまでも「権利思想の普及」にウェイトがおかれていたこと、さらに、「盛に権利を論し、自由を説く」同校が、「共和党の黴菌」的存在として、また「民権論」サイドに加担する危険な集団として、官憲にきびしくマークされていたことなどが端的に示されている。

同二年八月にいたつて同校は、「学校ノ組織ヲ改正シ校長及ヒ教頭ヲ置キ岸本辰雄氏ヲ校長ニ宮城浩蔵氏ヲ教頭ニ推薦シ岸本、宮城、矢代三氏従来ノ幹事ノ制ヲ廢⁽³⁵⁾」した。かくして、岸本校長時代がつづく。同三年八月に明治大学と改称・改組以降もそれは変わらない。まことに彼こそは、「三十一年間も学校にとどまり、終始校長の地位にあつたので、文字通り生みの親であるし、育ての親⁽³⁷⁾」といえよう。

彼・岸本辰雄は、同四五年四月四日に急逝した。東京・谷中墓地に葬られている。

ところで、明治期を大きく特徴づけるものの一つは、きわめて旺盛な立法活動であつて、明治三〇年代——それは日本資本主義の産

業資本確立期でもあるが——までに近代的な諸法典が出揃ったことは、まことに驚嘆に値するできごとであつた。これら諸法典の編纂事業の歩みを克明に辿り、それを生みだした国際的・国内的諸条件を分析・吟味することは、諸法典編修の意義を闡明するにとどまらず、わが国の近代化の特質の解明にとつてもまた重要である。なぜなら、諸法典はそれぞれ程度の差はあるにもせよ、明治初年以降の法的発展を如実に反映するものであり、法典の内容・実効性および限界は、日本近代化の一つの指標となりうるものだからである。そしてまた、「この法典化事業こそ、その後今日にまで至る日本近代法および法学の性格を根本的に規定したものである」であつたにちがいない。

同一四年一月、岸本は日本海令草案審査局御用掛兼勤になつたのを手はじめに、翌年三月には商法編纂委員⁽⁴⁰⁾、同一七年五月には会社条例編纂委員、同一八年三月には破産法編纂委員と重要立法作業に参画⁽⁴³⁾、同二年一月、法律取調報告委員に就任し⁽⁴⁴⁾、こえて同二五年一〇月には民法商法施行取調委員となつた。さらに在野時代にも、同二七年三月に法典調査会委員に選ばれて活躍⁽⁴⁷⁾、同四〇年五月には、司法省の法律取調委員会に在野法曹界の代表として選出され、三好退蔵・磯部四郎・鳩山和夫・江木衷らとともに審議に関与した。立法事業における岸本の貢献は、とくに商法典編纂関係にすこぶる顕著であつて、その功績は——実はまだ埋れた部分が多いことはたしかであるが——たかく世に顕揚するに値しよう。

つぎに、岸本の著述をめぐつて瞥見をあたえたい。いま彼の主要

著作を、やや順不同のきらいがあるまま挙示すると、まず明治法律学校講法会から上梓された一連のいわゆる講義録がある。先学の指摘するとおり、「校外生あるいは在外生制度は、法律学校のほとんどがこれを実施しており当時としては教育・経営の一つの柱をなしていた」⁽⁴⁸⁾のであつた。明治法律学校が校内に講法会を組織し講義録の発行に踏みきつたのは、同二〇年一〇月のことである。同年以降数年間にわたる「講法会・科目担当者一覽」にしたがえば、岸本は、たとえば法学通論・仏国商法・仏国民法(売買編・時効編)・日本手形法・民法(人事編・財産取得編)・商法(第一編)などの講座を担当していたことが判明する。したがつてこれらの諸科目の講義録は、とうぜん発刊されたにちがいなからう。

現在、筆者の手許には、彼の労作である『法学通論』⁽⁵¹⁾・『法例講義』⁽⁵²⁾・『民法人事編講義』⁽⁵³⁾・『民法財産取得編講義』⁽⁵⁴⁾・『仏国民法売買編講義』⁽⁵⁵⁾・『仏国商法講義』⁽⁵⁶⁾・『商法講義』⁽⁵⁷⁾・『民法講義』⁽⁵⁸⁾の諸冊があり、これら以外に、たとえば『手形法破産法講義』⁽⁵⁹⁾・『仏国人事法講義』⁽⁶⁰⁾・『仏国商事会社法講義』なども刊行されたらしいが、未見に属する。講法会出版にかかる初期の一連の講義録は、すべて一定のスタイルで統一されているが、いずれも奥付を欠くので刊年その他は推定にたよらざるをえない。右のほかでは、やはり講法会と密接な関係にあつた新法註釈会より世におくられた『民法正義』⁽⁶¹⁾・『商法正義』などのコンメンタールがきわめて重要な述作である。岸本は『民法正義』中、『人事編』(巻之壹・下)・『財産取得編』(巻之式)・『証拠編』を担当・執筆、さらに『法例正義』に

およんだ。『商法正義』にあつては、その二・三・四の各巻を叙述している。このほか、『改正商會社法正義』（新法註釈会・明治三六年）などの逐条註釈書もある。さらに、当時、非常に隆盛であつた各種の法律雑誌に寄稿した論考もきわめて数多く、それぞれ著作の名に値する出来映えであり、当時の学界に一石を投じた問題作も目につく。本稿に覆刻・紹介する論策『商法ノ必用ナル所以ヲ論ス』も、その一つといえよう。

- (1) 岸本の経歴その他について、たとえば、東惠雄『明治弁護士列伝』一九七頁以下（明治三二年）、田能郷梅士『明治大学史』一七二頁以下（明治三四年）、奥平昌洪『日本弁護士史』七四四頁以下（大正三年）、松岡三郎『岸本辰雄論』『明治大学』人とその思想——九頁以下（昭和二年）、水野東太郎『明治法律学校と岸本辰雄』、『法曹百年史』七四八頁以下（昭和四四年）、宮川康『明治十年代の法学エリート——岸本辰雄論——』、『季刊明治』二四号三四頁以下参照。

なお昭和四二年以降、明治大学広報課歴史編纂資料室より編集・発刊されつつある『歴史編纂資料室報告』は、まことに貴重な史料集であるが、とくにその第五集『岸本辰雄関係史料集(一)』（昭和四八年）は、岸本研究にとつて重要文献たるを失わない。

- (2) この生年月日は、『明治大学学園だより』三四号四頁の記述に拠つた。従前の先行業績は、そのほとんどが嘉永五年とする。
- (3) 尚徳館は、宝曆二年に藩主・池田重寛の提唱により設立が計画・推進され、その翌年に開校を見たが、文化九年の火災で焼失した。その後、再建・復活し、嘉永年間以降は徒士以下の子弟も収容した。科目は、文に儒学・国学、武に弓馬・槍刀などがあり、一般的に水戸学風にならつていた。

- (4) 岸本が箕作麟祥の家塾に通つたのは、おそらくはこの時期と推測される。大槻文彦『箕作麟祥君伝』五一頁（明治四〇年）参照。

- (5) 唐沢富太郎『貢進生』一〇頁（昭和四九年）。

- (6) 村岡範為郎については、前掲書・一五四頁以下、四〇六頁以下参照。

- (7) 桑名藩貢進生であつた加太邦憲は、後年、往時を追懐して語る。

「藩ヨリ大学貢進生ヲ命セラレ南校舎寮ニ入り毎月学資トシテ始メハ金五円ツツ後ニハ七円ツツヲ給セラル貢進生ハ正則ニ英仏独三語中ノ一及ヒ他日一専門ヲ修メシメ政府ノ用ニ供セシカ為メ政府ヨリ特ニ命ジテ大藩ヨリ三人中藩ヨリ二人小藩ヨリ一人ツツノ秀才ヲ藩費ニテ貢セシメタルモノニシテ総数凡ソ三百五十名アリ而シテ井上毅平田東助等ノカ舎監タリ尚ホ当時貢進生以外普通ノ入舎生（是ハ貢進生ト舎寮ヲ異ニス）及ヒ通学生三四百名アリタレハ総テ一括シテ学派ヲ區別シ学力ニ依リ等級ヲ立テ凡ソ二十名ノ英米仏独人ヲ雇ウテ教授セシメ大学大丞加藤弘之校長ノ地位ニ立チ同助教辻新次事務ヲ兼掌シ米人フルベッキ（元蘭人）教頭タリ予ハ五名ノ仏国教師ニ就キ仏語ニテ普通学ヲ修メタリ然ルニ翌年九月ニ至リ設置以來僅ニ一ケ年ニ過キサリン貢進生突如廃止セラレタリ」と。加太邦憲『加太邦憲自歴譜』八三頁—八四頁（昭和六年）。

- (8) 大学南校とその変遷については、『東京帝国大学五十年史（上巻）』一九頁以下（昭和七年）参照。
- (9) 前掲・唐沢『貢進生』序文二頁—二頁。
- (10) 前掲・加太『加太邦憲自歴譜』八八頁。
- (11) 近時『明法寮生徒』に関して、短編ながら興味ある一文が発表されている。中川浩二『明法寮』生徒・中川元『書斎の窓』二四六号二五頁以下参照。
- (12) 野田良之『日本における外国法の摂取——フランス法——』、『岩波講座現代法（一四巻）』二〇二頁（昭和四一年）。

(13) ジョルジュ・ブスケについては、向井健「司法省御備外人ブスケと商法講義」『法学研究』四四卷一頁一〇四頁以下参照。

(14) 福島止夫「ポアンナード博士の人格と摺閣制反対活動」『法学セミナー』二二六号一八頁。

(15) ポアンナードに関する研究の深化は近年とくに顕著であるがさし当たり、大久保泰甫「ポワンナード」『日本の法学者』二七頁以下（昭和四九年）、同「フランスの法学者が見たポワンナード法典」、『名古屋大学法政論集』六三号一頁以下、野田良之「ポワンナードと陸羯南」『法学志林』七一巻二二三―四合併号二六頁以下、向井健「ポアンナードの自然法論」『法律時報』四五巻七号二二頁以下、同「ポアンナードの身分法思想」『家族——政策と法——（七巻）』一六五頁以下（昭和五一年）、同「明治八年・ポアンナード」『憲法論』小考』二「橋論叢」七八巻四号八三頁以下参照。

なお、ジョルジュ・ブスケとポアンナード兩名をめぐるきわめて貴重な基礎的資料として、堀内節「御雇法律教師のブスケとポアンナード」『比較法雑誌』八巻一頁二二頁以下、同「明治初年における司法省御雇外国人関係記録抄」『比較法雑誌』九巻一頁二七頁以下参照。

(16) いわゆる司法省法学校正則一期生に、司法省が法律学士の称号を授与したのは、明治十七年一月一七日のことである。司法省（編）『司法沿革誌』九三頁（昭和一四年）参照。

(17) 司法省議政局修補課は、明治一三年四月一六日に同省内の局課改正により廃止されたから、彼が同課に所属したのはわずか一週間にすぎない。同日付をもって同省照査課（局に属せず）勤務に配置されたが、翌月二五日に同課が廃止されるにともない、同省生徒課（学校課の後身）勤務となる。いずれも彼の母校であるいわゆる司法省法学校を管掌するポストである。さらに彼自身も同校で講義を担当し後進を指導したのは

見逃せない。たとえば、川淵竜起『川淵竜起自歴譜』三七頁（昭和八年）参照。

(18) 明治一四年一〇月二五日付で参事院御用掛に任ぜられて法制部勤務、翌月八日に同院議官補になる。

なお、参事院の創設とその周辺について、山中永之祐『日本近代国家の形成と官僚制』二一八頁以下（昭和四九年）参照。

(19) 内閣制度の発足とともに参事院は廃止されて、内閣に法制局が設置されるや、明治一八年一二月二三日付で法制局参事官に登用、司法部勤務となった。

(20) 大審院については、たとえば、向井健「大審院の創設とポアンナード意見書」『法学研究』四四巻六号九八頁以下参照。

(21) いわゆる司法官弄花事件に関しては、たとえば、我妻栄・林茂・辻清明・団藤重光（編）『日本政治裁判史録（明治・後編）』一七六頁以下（昭和四四年）参照。

(22) 退職は明治二六年三月である。当時の世評は、この事件をもって司法部内の暗闘であるとし、その結末を両成敗といっている。

(23) 前掲・奥平『日本弁護士史』七四六頁。

(24) 弁護士法施行以前の代言人の態様について、たとえば、向井健「原嘉道」『日本の弁護士』一四〇頁以下（昭和四七年）およびそこに引用する先行業績を参照されたい。なお、森長英三郎「弁護士自治の獲得と地位向上の歴史」『自由と正義』二六巻八号二頁以下参照。

(25) 明治二六年七月一五日現在の東京弁護士会の会員名簿に岸本は登録されている。安達元之助（編）『東京弁護士会史』七八五頁（昭和一〇年）参照。

(26) 会長・岸本辰雄、副会長・城数馬である。前掲書・一二三頁、七一―六頁参照。なお、日本弁護士連合会（編）『日本弁護士沿革史』三六七頁

(昭和三四年) 参照。

(27) 弁護士廃業と同時に、とうぜん東京弁護士会からも退会している。

前掲・安達『東京弁護士会史』八〇八頁参照。

岸本の登録取消の原因は必ずしも明瞭ではないが、おそらくは、東京弁護士会内部の激しい対立・内紛と、いわゆる海江田家相続事件における敗訴とが、直接的な動機と推定される。後者については、前掲・奥平『日本弁護士史』一一三八頁以下、原嘉道『弁護士生活の回顧』五五二頁以下(昭和一〇年)参照。岸本と原嘉道とは、弁護士としてのスタートはほぼ同時期であるが、大家と新進、フランス法派とイギリス法派、非協会派と協会派、などの根柢よい派閥的対立もあつて、両者の関係は、きわめてデリケートであつたらう。

(28) 宮城浩蔵の略歴について、たとえば、日下南山子『日本弁護士高評伝』一八五頁以下(明治二十四年)、前掲・田能邨『明治大学史』一八一頁以下、前掲・奥平『日本弁護士史』五五二頁以下、小林定義『宮城浩蔵論』『明治大学——人とその思想——』二五頁以下、宮川康『大学史ノート——創立者宮城浩蔵の人間形成——』『季刊明治』二三号二三頁以下参照。

なお、彼の刑法学説に関しては、たとえば、阿部純二・木村亀二『明治法律学校創設当時の刑法および刑事訴訟法の講義とその内容』『明治法律学校における法学と法学教育』九九頁以下(昭和四一年)、佐伯千伊・小林好信『刑法学史』『講座日本近代法発達史』(二巻)二二八頁以下(昭和四二年)参照。

(29) 矢代操の略歴について、たとえば、長野国助『矢代操論』『明治大学——人とその思想——』一七頁以下、前掲・唐沢『貢進生』二五八頁以下参照。

(30) 明治法律学校開設前後の時代的狀況ないし同校創立の歴史的意義に

岸本辰雄とその商法編纂論

ついて、中村雄二郎『草創期における明治法律学校』『明治法律学校における法学と法学教育』三頁以下参照。なお、この論文は、中村雄二郎『近代日本における制度と思想』三〇一頁以下(昭和四二年)に再録されている。

(31) 前掲『岸本辰雄関係史料集(一)』一頁より引用。

(32) 前掲・中村『草創期における明治法律学校』二八頁。

(33) 明治三二年九月の開講演説においても、岸本は同様の趣旨を学生に訴えている。すなわち彼はいう。「権利ハ文明的國民力其生存ヲ維持スルノ要件タリ人ニシテ權利ナケレハ人ニ非ス權利ノ人生ニ必要ナルハ猶ホ其肉体ニ於ケル衣食住ノ必要ナルカ如シ社会ハ權利ノ戦場ニシテ吾人ハ終始間斷ナク此權利ノ戦場ニ坐臥云為セルモノナリ而シテ權利ノ性質、作用、行使、主張、抗争、恢復等ヲ知悉シ得ル所以ハ一ニ法学ニ在リ然ラハ則チ一般國民ハ何人ト雖モ又一日ト雖モ法学ノ必要ヲ免ル、コト能ハサルヤ論ヲ竣タス諸君我カ明治法律学校ノ設立ハ実ニ國民ノ為メニ必要ヲ充タサシメントスルニ在リ即チ本校ノ目的ハ法律家ヲ養成スルト同時ニ法学ヲ普及スルニ在リ本校ノ過去、現在及ヒ将来ノ方針ハ一ニ此目的ノ実行ニ在ルナリ」と。『明治法学』二号——ただし、前掲『岸本辰雄関係史料集(一)』一四頁より引用。

(34) 『明治法学』二三号——ただし、前掲書・四四頁―四五頁より引用。

(35) 渡辺俊子(編)『明治大学創立期年譜』『明治大学創立関係史料集』五四頁(昭和五〇年)。

(36) この時期を中心とした要領をえた明治法律学校史として、前掲・高梨『五大法律学校物語』『法学セミナー』二四三号三二頁以下参照。

(37) 前掲・松岡『岸本辰雄論』一一頁。

(38) 福島正夫『明治初年における西欧法の継受と日本の法および法学』『日本法とアジア』(仁井田陞博士追悼論文集・三巻)一七一頁(昭和

四五年。

(39) 元老院に日本海令草案審査局の設置を見、総裁・佐々木高行をはじめ審査委員が任命されたのは、同一三年末のことで、翌年一月から作業がスタートしたのであつた。

(40) 商法編纂局の創設にともない商法編纂委員に登用されたのである。委員長・鶴田皓、委員には、周布公平・長森敬斐・本尾敬三郎・岸本ら数名が任ぜられた。

(41) 会社条例編纂委員長には寺島宗則が就任、委員として、細川潤次郎・箕作麟祥・鶴田皓・周布公平・岸本らが選出された。

(42) 前註所掲の会社条例編纂委員長および各委員の兼任であつて、別に農商務省より一名が特別参加した。

(43) かつて、磯部四郎は往時を懐旧して語る。「商法ニ関シテハ本尾敬三郎、岸本辰雄ノ両君カ主管シテ、草案ハ独逸人ノ「ヘロイスレル」氏ノ手テ起草サレマシタ」と。磯部四郎「民法編纂ノ由来ニ関スル記憶談」『法学協会雑誌』三一巻八号一五六頁。

(44) 外務省にあつた法律取調委員会(委員長・井上馨)が改めて司法省に移管され、山田顕義を委員長とする法律取調委員会が組織されたのは、同二〇年一〇月のことである。翌月制定された「法律取調委員会略則」にしたがえば、民法・商法その他の諸法典の編纂を目的とする同委員会には、「法律取調委員」をもつて構成するが、その下に、「法律草案ノ下調」をする「法律取調報告委員」があり、それが「組合」にわかれて「草案下調」をそれぞれ分担、委員会に出席して「法案ノ報告説明ヲ為スモ」議決の権はあたえられず、また各組合の長は取調委員中より選出される機構である。

岸本は法律取調報告委員として、本尾敬三郎・加藤高明・長谷川喬らとともに商法草案の下調べを分担した組合に所属したのであつた。

(45) 今村和郎はいう。「報告委員ハ民法、商法、訴訟法、刑法、治罪法ヲ分任シ慣例ト實際トニ照シ西国ノ例ニ參シ以テ原案ヲ審査セリ案成ル毎ニ之ヲ委員總會ニ提出シ報告委員會ノ意見ヲ主持シテ討議ヲ尽シタリ而シテ委員會議ノ決スルヤ委員及ヒ報告委員ニ抽キ特別委員ヲ設ケ字句ヲ修改シ前後ヲ整頓セシメ以テ案ヲ成スニ至レリ」と。今村和郎『解難』九頁(明治三年)。

(46) いわゆる法典論争の結果、民法商法施行延期法律案は同二五年六月に第三帝國議會を可決・通過した。その公布にさきたち同年一〇月、政府は民法商法施行取調委員会を設け、総裁・伊藤博文、委員長・西園寺公望、委員に、村田保・穂積八束・富井政章・梅謙次郎・長谷川喬・本尾敬三郎・岸本らを任命、この法律案の上奏可否につき審議せしめたのであつた。

(47) 明治民法・明治商法の成立に關するきわめて簡潔な要約として、短編ではあるが、向井健「明治民法・商法」『日本資本主義発達史の基礎知識』一六六頁以下(昭和五〇年)参照。

(48) 前掲・高梨「五大法律学校とその実態」三九頁―四〇頁。

(49) 井上正一は回顧して語る。「此等私立法律学校中ニハ其講堂ニ於テ教師カ親シク学生ニ仏国民法又ハ旧民法等ヲ講授スルノミナラス其講義ヲ筆記印刷シテ聴講ノ余暇ナキ学生所謂校外生ニ頒チ仏國主義ノ法律思想ヲ我國民ニ伝播セムコトヲ務メタノテアリマス」と。井上正一「仏国民法ノ我國ニ及ボシタル影響」『仏蘭西民法百年記念論集』七一頁―七二頁(明治三八年)。

(50) 前掲「明治法律学校における法学と法学教育」附録二四頁以下参照。

(51) 『法学通論』は、明治三十一年にいたつてスタイルを一新した新版が公刊されている。

(52) 『法例講義』も、同三二年に新版が上梓された。

(53) 『民法財産取得編講義』の〈巻之卷〉は、矢代操との共著になつてゐる。同書・三八七頁において、岸本はつぎのように述べる。「諸君、以上本編第一条ヨリ第五十五条ニ至ルノ講義ハ予カ最モ親愛ナル学友故矢代操君ノ手稿ニ成ルモノナリハ本校并ニ本会創立以來満心斯事ニ銳意碎身シ勉務是レ意ラサリシモ惜哉天之ニ飯スニ年ヲ以テセス中道ニシテ其講義ヲ絶チナム実ニ遺憾極リナシ而シテ余其遺編ヲ襲テ以テ之ヲ講述スルノ任ニ当レリ」と。『民法財産取得編講義』〈巻之卷〉は全編が岸本の叙述である。

(54) 『法例正義』のみの一冊本も流布しているが、筆者所蔵本は、『民法正義』中の『人事編』〈巻之式・上下〉(井上正一・亀山貞義)との合冊本の形式を成している。

三 岸本の商法編纂論

『法律志叢』誌上に、岸本辰雄の論説「商法ノ必用ナル所以ヲ論ス」が登載されたのは、明治一五年二月のことである。⁽²⁾ すでに見たとおり、フランス帰りの新進エリート法務官僚として順調な階梯を辿りはじめていた彼は、同一四年一月に参事院議官補に任ぜられついで翌年三月には商法編纂委員に起用されて、⁽³⁾ さらに他方にあつては、宮城・矢代らの同志を糾合して明治法律学校を創立し、育英事業にも尽力していた。彼が、「商法ノ必用ナル所以ヲ論ス」なる所論を世に問うたのはまさにこのような時期に当たる。

行論中に展開される岸本の主張は平易・明快、彼の実務家的な問題意識の側面をかいま見せる。さらにきわめてユニークな見解の一端も開陳されて、興味をよぶ。そこには、ブルジョア自由主義者と

しての彼の片鱗は窺知させるものがあろう。明治一〇年代の一商法編纂論として、覆刻・紹介するゆえんである。

(1) 『法律志叢』についての簡潔な解説として、西田長寿「法律雑誌、法律志叢、明法志林」『明治文化全集・月報』一四号八七頁以下参照。
(2) 『法律志叢』九四号・九六号の二回連載、ともに同一五年二月の発行である。

(3) 岸本自身は、のちに往時を追想して語る。「明治十三年ニ至リ太政官法制局ニ於テ復々草按ノ編纂ニ着手シ其起草ヲ独乙人ロニスレル氏ニ托セラレ余モ亦タ其編纂委員ノ一人ニテアリキ然ルニ政府ハ最初ノ目的ヲ変シ全部ノ編纂ヲ止メ各部ニ付キ草按ヲ起草セシメント欲シテ其編纂委員ヲ解キ或ハ会社法或ハ海上法或ハ破産法ト一部分毎ニ編纂ヲ命シタリ」。岸本辰雄『商法講義』三頁―四頁(刊年不詳)。追憶談にミスは避けられないが、一資料といえよう。

岸本辰雄「商法ノ必用ナル所以ヲ論ス」

商法ノ社会ニ必用ナル所以ヲ知ラント欲セハ先ツ商売ノ人世ニ必用ナルヤ否ヤノ一点ヲ断定スヘシ夫レ上ハ大臣ノ貴榮ヨリ下ハ車夫馬丁ノ卑賤ニ至ルマテ夙夜孳々トシテ事業ニ勉力スルモノ皆ナ其懐抱スル所ノ希望ヲ達セント欲スルニ外ナラサルナリ今マ私カニ其状態ヲ想視スルニ吾人ノ所作ハ生産消費媒介ノ三業ニ區別セサル可ラス蓋シ其三業ハ其區別ニ從テ判然甲乙ノ分掌スルニ非スシテ各自其三業ノ性質ヲ兼有スルモノ間マ多シトス然レトモ生産者ハ物品ヲ構造製作シテ社会ニ産出シ消費人ハ之レヲ使用シテ消耗費尽ス故ニ甲地ノ産物ヲ乙人ノ用ニ供シ或ハ乙人ノ製造品ヲ甲地ニ輸ス如キハ必ラス媒介者ノ其間ニ立

入りテ之レヲ周旋スルアルニ非サレハ充分ノ利用便達ヲ求ムル能ハサルナリ遂ニ各人日常ノ使用品ニ不足ヲ訴ヘ物価自ラ騰貴シテ容易ニ生計ヲ営ム能ハサルニ至ラン其故如何トナレハ若シ自ラ之レヲ製造シテ自ラ之レヲ運送スルトキハ為メニ其貨銀ヲ多費セサル可ラス是レ物価ヲ騰貴セシムル第一原因ナリ媒介ナキトキハ遠隔ノ地ト競争販売ノ途ナキカ故ニ専売ニ陥イルニ至ル是レ其第二ナリ又競争セサルカ故ニ生産品自ラ粗造ニ流ルニ至ル是レ其品位ヲ下シテ間接ニ物価ノ騰貴ヲ致ス第三ナリ凡ソ媒介ナキトキハ此三弊ヲ来タスカ故ニ人々随意ニ購求シテ生活ヲ営ム能ハサルナリ

斯ノ如ク甲乙物品ヲ交換スルノ途ヲ得サルトキハ其不便果シテ如何ノヤ畜ニ各人ノ不便ヲ醸スノミナラス智識ヲ開イテ文明ニ歩ヲ進ムル能ハサル可シ媒介ハ則チ商売ナリ故ニ商売ノ必要ナルハ猶ホ生産人ノ必要ナルカ如シ柯ヲ伐ル必ラス斧ヲ用ウ物品ヲ交換スル安クニ商売ヲ要セサル可ケンヤ夫レ此ノ如ク必要ナル商売アリテ若シ之レヲ規律スルノ法則ナキトハ必ラス言フニ忍ヒサルノ弊害ヲ生スヘシ蓋シ商売モ亦タ人間ノ為サナリ惜ヒ哉人間ハ動モスレハ利益ニ趨テ道德ヲ顧ミス故ニ商売上ニ関スル法則ヲ設ケ之レヲ規律シテ其弊害ヲ予防セサル可ラス然ラサレハ狡猾貪婪只タ欺騙ヲ事トシ詐偽ヲ業トシ商売ノ盛衰ヲ顧ミサルニ至ラレ不正ノ商売ハ尚ホ媒介ナキノ弊ヨリモ甚タシ諺ニ曰ク邦國ノ盛衰ハ商売ノ盛衰ニ依ルト予輩亦タ云ハレ商売ノ盛衰ハ法律ノ良否ニ在リト嗚呼商法モ亦タ必要ナル哉

或人曰ク商法ノ必要ナル或ハ然ラレ然レトモ世ニ民法ナルモノアリ我国未タ法典ノ確定シタルモノアラスト雖トモ他日之レヲ制定シテ兼用セハ則チ可ナラン商売人モ人ナリ吾人モ亦タ人ナリ宜シク彼我共ニ同一法ヲ以テ支配スヘシ何ソ故ラニ商法ヲ設クルヲ要センヤト然レトモ奈セン商業上ノコトハ尋常ノ民法ヲ以テ支配スル能ハサルモノアルナリ抑々商業ハ通常民事ノ外ニ必須欠ク可ラサル条件三アリ則チ信用迅速安全是レナリ此三者ハ実ニ商売ノ要點商法ノ精神ト云ハサル可ラス然ルニ此精神ノ完備セサル民法典ヲ以テ商事ヲ支配スルトキハ取引上自ラ渋滞ヲ来タシ又信用ヲ全フスル能ハサルニ至ラン是レ商業ノ衰頹ヲ招クノ一端ナリ故ニ此精神ニ基キ完全ナル商法ヲ制定セサル可ラス乃チ商売人ヲシテ互ニ信用ヲ得安心シテ迅速ニ取引ヲ為スコトヲ得セシムルモノハ商法ノ主眼ニシテ又商法ノ庇蔭ト云ハサル可ラス故ニ是レヨリ進テ三要件ノ主旨ヲ概論スル左ノ如シ

信用 此一点ニ付テハ民法ト商法ノ間ニ大ナル差違ヲ生セリ抑々民事上ニ在テハ契約ヲ為ス如キ其數最モ僅少ナリ之レヲ人間ノ状態ヨリ論スルトキハ民事上ノ契約ハ殆ント非常ノ所為ニシテ所謂例外ナリト云ハサル可ラス良シヤ契約ヲ為スアルモ対談以テ其手續ヲ為スヘシ甲乙遠隔ノ地ニ於テ迅速ニ契約ヲ為ス如キハ殆ント絶無ト称スルモ亦タ不可ナキナリ而シテ質入又ハ書入等ニ由テ金錢貸借ノ契約ヲ為ス如キハ信用其人ノ上ニ非スシテ偏ヘニ其物品上ニ在リ故ニ民法ニ在テハ其人ニ付テノ信用

ハ特別ニ貴重セスト雖トモ商事ニ在テハ然ラス或ハ売リ或ハ買ヒ一事ノ取引ヲ完了セハ亦タ随テ一事ノ生スルアリ新陳交互取引上日々數千百回ノ契約ヲ為サ、ル可ラス且ツ取引ハ迅速ヲ貴フ然ルニ商人タルモノ只タ自己所有ノ財産ノミヲ以テ民事ノ契約ニ於ケル如ク其人ニ付テノ信用ヲ要セスシテ無數ノ取引ヲ迅速ニ為シ得可キヤ否ヤ仮令其所有ノ全資本ヲ以テ取引スルモ凡人ノ資力ハ限リアルヲ以テ苟モ商業ノ隆盛ヲ期スルトキハ必ラス其資力外ニ涉テ數倍ノ取引ヲ為サ、ル可ラス是レ只タ信用ノ一点ヲ以テ流通スルヲ得ルノミ是レ民法ノ商事ヲ支配スル能ハサル所以ナリ蓋シ其信用ヲ博スルハ其人ノ才不才ニ由ルト雖トモ亦タ法律ヲ以テ之レヲ補助セサル可ラス夫レ商業上ニ在テハ充分信用ヲ得タルトキハヨシヤ一時財産ヲ失ヒ身代ヲ傾ムタルモ尚ホ富豪ト称スルヲ得ヘシ何トナレハ信用アル以上ハ財産ヲ生スルノ方法乃チ所有外ノ資本ヲ活用シテ商業ヲ営ムヲ得レハナリ之レニ反シテハ信用ナキトキハ一時資本ノ余裕アルモ万一之レヲ失ヘハ到底其回復ヲ図ルノ策ヲ得サルナリ故ニ信用ハ商業上ノ最大要件ナリ

然ラハ則チ信用ハ何等ノ方法ヲ以テ之レヲ益シ之レヲ博スルヲ得ルヤ諸フ各国ノ商法典ヲ繙テ之レヲ熟視セヨ抑々商法ハ此点ニ付キ商人ヲシテ商業帳簿ヲ保存スルノ義務ヲ負担センメリ此帳簿ニハ日々取引上ノ形況ヲ記載セルカ故ニ之レヲ一目セハ其損益ノ実否ヲ知ルニ足ルヘシ又財産目錄帳ヲ製スルノ義務アリ此帳簿ニハ年々其人所有ノ財産ヲ詳細ニ記録セルカ故ニ亦タ

一目シテ其人ノ身代ヲ熟知スルコトヲ得ヘシ商法ハ斯ノ如ク其身代及ヒ取引上ノ実況等ヲ判明ナラシムルヲ以テ人ノ之レヲ信用シテ取引ヲ為スモ敢テ錯誤ヲ來タスノ憂アラサルナリ若シ其帳簿上詐偽騙慢ヲ用キタルトキハ相當ノ加罰アリ是レ商法ノ信用ヲ補助スル一例ナリ其他商人ノ發行スル所ノ手形ヲ世上ニ信用セシムル為メ法律之レヲ規律シ之レヲ保証スル等ノ補助アリ又或ハ質屋或ハ会社或ハ銀行等ニ付テモ亦タ特別ノ規則ヲ立テ以テ商業ニ裨益ヲ与フル僅少ナラス今一々之レヲ例証セント欲スレハ其多端ナル煩ニ堪ヘサルヲ以テ爰ニ之レヲ略スト雖トモ之レヲ見レハ概ネ信用ノ商業上ニ於テ最大必要ナルヤ得テ知ル可キナリ

迅速 前段信用ノ条ニ於テ陳述セシ如ク商売上ニ於テハ日々數十ノ取引ヲ為シ數百ノ契約ヲ為サ、ル可ラス然ルニ此許多ノ事件ヲ一々民事上ノ法則ニ從ヒ手數ヲ煩ハシ時日ヲ費ストキハ取引上常ニ渋滞ヲ來タシテ商売ノ衰頽ヲ招クニ至ル其害豈淺ナランヤ故ニ契約ヲ為シ又ハ契約ヲ証スル為メニ特別ノ規則ヲ設ケテ以テ之レヲ弁スルコトヲ得セシメサル可ラス則チ契約ヲ為スニ一々證書ヲ要セスシテ帳簿上直チニ之レヲ為スノ便ヲ与ヘ又甲乙遠隔ノ地ニ於テ迅速ノ取引ヲ為サント欲スルトキハ僅々二三ノ文字ヲ記入シタル為替手形命令切手等ヲ以テ其目的ヲ達スルコトヲ得セシムヘシ加之唯タ約ヲ以テ取引ヲ為スノ便ヲ得セシメサル可ラス是レ歐米各國商人集會所ノ設ケアル所以ナリ(我國ニ於テハ只タ一ノ米商会社アルノミ且ツ此会社モ尚ホ賭博類似

ノ所為ヲ行フノ弊アリテ実益アルニ非ルナリ故ニ此患弊ヲ矯正シテ厳密ナル法則ヲ立テ之ヲ一般ノ商業ニ普及シテ諸商人集会所ヲ設立シ以テ歐米ノ如ク營業上ノ便益ヲ博セサル可ラス。此集会所ニ於テハ商人ハ委任状ヲ要セスシテ只タ世話人ノ媒介ニ由リ契約ヲ為シ又ハ取引ヲ為スノ便ヲ有セリ又商売上ノ取引ノ此ノ如ク迅速ヲ要スルカ故ニ商事ニ関スル訴訟ハ特別ノ裁判所ヲ設ケテ時日ヲ費サス手数ヲ煩ハサスシテ容易ニ審判ヲ得セシメサル可ラス乃チ迅速モ亦タ商売上ノ一大要件ト云フ可キナリ

安全 凡ソ商売上ノ事件ハ必ス安心シテ取引ヲ為スコトヲ要ス則チ是レ第一第二要件ナル信用ト迅速ヲシテ確實ナラシムルモノナリ若シ夫レ商業上安全ナキトキハ亦タ信用ヲ得ル難シ苟モ信用ヲ得サルトキハ迅速ノ取引ヲ為サント欲スルモ得可ラサルナリ遂ニ信用ヲ博シ迅速ヲ助クルノ法律モ徒法ニ屬センノミ故ニ此安全モ亦タ商事ノ一大要件ナル哉則チ彼ノ商人集会所ノ設ケモ亦タ安全ヲ保ツノ一原因ト云フ可キナリ其故如何トナレハ商人日々集会所ニ会合セハ世上ノ新陳凡ソ商業ニ関スル都テノ状態乃チ需求ノ多少ヨリ相場ノ高低等ヲ聞知スルコトヲ得レハナリ(其詳細ハ他日ニ譲ル) 又商法ニ於テハ明文ヲ用ユルニ非スト雖トモ義務者ノ間連帶義務アルヲ以テ常則トスルカ如キ是レ亦タ権利者ノ安全ヲ助クルカ為メナリ又身代限りノ規則モ其商法ニ於テハ最も嚴密ニシテ権利者ヲ保護スル亦タ公平ナリ其他例証ヲ歴挙セハ商法一部ヲ列記スルニ非サレハ尺キサルナリ故ニ筆ヲ是ニ省カン

以上ノ三件ハ実ニ商業上ノ最大要点ナリ若シ此三要点ニシテ充分ナラサルトキハ只タ取引ノ便ヲ得サルノミナラス又商業ノ衰頹ヲ來タシ文明ヲ退歩セシムルニ至ラン苟モ商業ヲ必要トスル社会ニ在テハ此三要点ニ付キ注意ニ注意ヲ加ヘサル可ラス歐米各国皆ナ此精神ニ基キ特別ニ商法典ヲ設ケスル所以ナリ我政府モ亦タ此ニ見ル所アルカ向キニ農商務省ヲ新設シ次テ今又商法ヲ制定セラル、ト云フ是レ予輩ノ久シク希望スル所ニシテ若シ此精神ヲ以テ商業ヲ保護セラル、トキハ独リ商人ノ幸福ノミナラス富國ノ基礎ヲ確立スルモノト云フ可シ豈慶賀セサル可ケンヤ

嗚呼商業進歩シテ商法典制定ノ挙アルニ遭遇セシハ實ニ賀スヘキノ至リナリト雖トモ予輩ハ只タ之レヲ以テ満足スル能ハサルナリ所謂得隲望蜀ノ情ハ益々甚シク更ニ爰ニ一層ノ希望ヲ生出セリ何ソヤ他ナシ商法ノ精神ヲ擴張シテ一般民事上ニ推及セシムル是レナリ蓋シ民事モ亦タ此精神ヲ要セサルニ非サルナリ然ルニ各国ノ法律ハ概ネ先ツ民事ノ法則ヲ定メテ而シテ其他ハ皆ナ之レヲ例外ト見做シ商法ヲ以テ特別ニ之レヲ保護スルカ故ニ此ノ精神ノ及フ所ハ仏國商法ノ如ク其区域甚タ狹隘ナリ畢竟現今行ハル、所ノ法律ハ各国多少ノ異同アリト雖トモ之レヲ要スルニ民事ヲ以テ本トシ商事ヲ末トシ以テ法律ヲ制定セリ予ノ希望スル所ハ然ラス則チ民商兩法ヲ合一シ此三要点ニ基キ人民一般ニ適用スルノ一法ヲ制定シ其支配スル能ハサル所ノ小部分ノミ商法ナリ民法ナリ特別ノ法則ヲ設ケテ之レヲ規律ス

ヘシ之レヲ再言スレハ可及的民事一般ニ此精神ヲ移シテ日常便益ノ法ヲ制シテ二三例外特別ノ法ヲ設ケ以テ之レヲ保護スヘシト云フニ過キサルナリ今一二ノ類例ヲ挙クレハ身代限りノ法ノ如キ仏國ニ於テハ商事ノ一部ハ詳細ニ規律スト雖トモ民法ニ於テハ僅々二三ケ条ヲ掲載スルニ過キス之レニ反シテ英國ニ於テハ民商ヲ區別セスシテ之レヲ規律スト云フ凡ソ身代限りノ法律ハ權利者ニ安心ヲ与ヘ極メテ之ヲ同等ニ保護センカ為メニシテ則チ取締上ノ法則ナレハ決シテ民事ト商事トヲ區別ス可ラサルナリ故ニ身代限りノ規則ハ商人ト非商人トヲ問ハス一般ノ人民ニ適用ス可キ普通ノ規則タラサル可カラサルナリ又会社法ノ如キモ商事ト民事ノ區別ヲ要セサルナリ民事ト雖トモ其業務多端ニシテ其活動モ異同アルナシ故ニ民商ヲ合シテ一ノ会社法ヲ制定セハ亦タ以テ一般人民ニ適用スルヲ得ヘシ又不動産ヲ目的トスル会社ハ何故ニ商業会社ニ非サルカ民法ノ成規之レヲ商法區域ヨリ拔出シテ之レヲ規律スルハ予輩何ノ理アルヲ知ラサルナリ是等ハ他日亦タ詳論スヘシト雖トモ凡ソ一般ニ適用スルヲ得ヘキモノハ民商ノ區別ヲ為サス一法ノ中ニ之レヲ包括シテ一般ニ適用スヘシ然シテ其例外トハ何ソヤ帳簿又ハ商人集会所ノ如キモノ是レナリ抑々帳簿又ハ商人集会所ノ如キ独リ商人ノミ之レヲ要シテ他ノ人民ハ之レヲ要セサルナリ然ルニ同一法ヲ以テ一般ノ人民ニ服従ノ義務ヲ負ハシムルトキハ亦タ至当ノ法ニ非サルナリ故ニ是等ノ類ハ例外トシテ帳簿法又ハ商人集会所條例ヲ制定シテ商人一部ニ適施スヘシ夫レ此ノ如ク兩法ヲ併合シテ

一ノ法典ヲ制定シ且ツ此最要點ヲ精神トシテ一般人民ヲ支配スルトキハ畜ニ理論上ノ利益ノミナラス實際挙國ノ人民ヲシテ勞働上自然ニ活発ノ精神ヲ養成セシメ遂ニ國家ヲシテ活動シ且富強ナラシムルニ至ラン故ニ予ハ先ツ今日ニ於テ商法典制定ノ舉アルヲ祝シ並セテ他日法律編纂法ノ改正アランコトヲ希望スト云爾